

件名	平成29年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について																																							
内容	平成29年度における個人情報保護条例の施行状況は、次のとおりである。																																							
	1 実施機関が保有する個人情報の保護																																							
	(1)個人情報取扱事務の登録件数																																							
	実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を備え、県民情報センターで一般の閲覧に供している。																																							
	平成29年度末の個人情報を取り扱う事務の登録件数は1,104件で、前年度から36件増加した（県民生活部「保育教諭確保対策支援事業費補助金交付事務」、県土整備部「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事務」など事業の開始による44件の新規登録、事業完了に伴う文書保存期間満了による8件の抹消）。																																							
	登録状況（平成30年3月31日現在）																																							
	<table border="1"> <tr> <td>固有事務（各所属が固有に行う事務）</td> <td>633件</td> </tr> <tr> <td>共通事務（複数の所属で共通に行う事務）</td> <td>471件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,104件</td> </tr> </table>	固有事務（各所属が固有に行う事務）	633件	共通事務（複数の所属で共通に行う事務）	471件	合 計	1,104件																																	
	固有事務（各所属が固有に行う事務）	633件																																						
	共通事務（複数の所属で共通に行う事務）	471件																																						
	合 計	1,104件																																						
(2)開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立て（審査請求）の件数の状況																																								
(ア)開示請求件数																																								
<table border="1"> <tr> <td>文書による請求</td> <td>146件（前年度に比べ3件減）</td> </tr> <tr> <td>口頭による請求</td> <td>9,906件（ " 284件減）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>10,052件（ " 287件減）</td> </tr> </table>	文書による請求	146件（前年度に比べ3件減）	口頭による請求	9,906件（ " 284件減）	合 計	10,052件（ " 287件減）																																		
文書による請求	146件（前年度に比べ3件減）																																							
口頭による請求	9,906件（ " 284件減）																																							
合 計	10,052件（ " 287件減）																																							
(イ)開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立て（審査請求）の件数の推移（単位：件）																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>H5～21の計</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">開示</td> <td>文書</td> <td>351</td> <td>51</td> <td>61</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>口頭</td> <td>48,728</td> <td>9,685</td> <td>9,735</td> <td>10,614</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49,079</td> <td>9,736</td> <td>9,796</td> <td>10,750</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訂正請求</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用停止請求</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立て（審査請求）</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		H5～21の計	H22	H23	H24	開示	文書	351	51	61	136	口頭	48,728	9,685	9,735	10,614	計	49,079	9,736	9,796	10,750	訂正請求		2	0	0	0	利用停止請求		0	0	0	0	不服申立て（審査請求）		23	0	0	0
年 度		H5～21の計	H22	H23	H24																																			
開示	文書	351	51	61	136																																			
	口頭	48,728	9,685	9,735	10,614																																			
	計	49,079	9,736	9,796	10,750																																			
訂正請求		2	0	0	0																																			
利用停止請求		0	0	0	0																																			
不服申立て（審査請求）		23	0	0	0																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>121</td> <td>148</td> <td>149</td> <td>149</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>10,524</td> <td>11,407</td> <td>11,589</td> <td>10,190</td> <td>9,906</td> </tr> <tr> <td>10,645</td> <td>11,555</td> <td>11,738</td> <td>10,339</td> <td>10,052</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	H25	H26	H27	H28	H29	121	148	149	149	146	10,524	11,407	11,589	10,190	9,906	10,645	11,555	11,738	10,339	10,052	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0					
H25	H26	H27	H28	H29																																				
121	148	149	149	146																																				
10,524	11,407	11,589	10,190	9,906																																				
10,645	11,555	11,738	10,339	10,052																																				
0	0	0	0	0																																				
0	0	0	0	0																																				
0	1	0	0	0																																				
開示請求件数は、前年度に比べ若干減少したが、6年連続で1万件を超えた。																																								

## (ウ)受付窓口別の内訳

	県民情報センター	地域県民センター	出先機関	独立行政法人	合計
文書による請求	65件	7件	0件	74件	146件
口頭による請求	(担当所属で受付)				
訂正請求	0件	0件	0件	0件	0件
利用停止請求	0件	0件	0件	0件	0件

## (エ)開示請求の実施機関別内訳状況

(単位:件)

実施機関の区分		開 示 請 求				合 計	
		文 書		口 頭		合 計	
		H28	H29	H28	H29	H28	H29
知 事	総合政策部	0	0	-	-	0	0
	県民生活部	2	0	-	-	2	0
	リニア交通局	0	0	-	-	0	0
	総務部	0	0	0	0	0	0
	防災局	0	0	-	-	0	0
	福祉保健部	47	27	19	23	66	50
	森林環境部	4	0	6	13	10	13
	エネルギー局	0	0	-	-	0	0
	産業労働部	1	1	70	69	71	70
	観光部	0	0	-	-	0	0
	農政部	0	0	0	1	0	1
	県土整備部	1	3	-	-	1	3
	出納局	0	0	-	-	0	0
知事合計	55	31	95	106	150	137	
議会	0	0	-	-	0	0	
教育委員会	13	18	6,348	6,285	6,361	6,303	
選挙管理委員会	0	0	—	—	0	0	
人事委員会	0	1	325	337	325	338	
公安委員会	0	0	-	-	0	0	
監査委員	0	0	-	-	0	0	
労働委員会	0	0	-	-	0	0	
収用委員会	0	0	-	-	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	-	-	0	0	
公営企業管理者	0	0	-	-	0	0	
警察本部長	26	19	3,265	3,036	3,291	3,055	
地方独立行政法人山梨県立病院機構	55	75	17	13	72	88	
公立大学法人山梨県立大学	0	2	140	129	140	131	
合計	149	146	10,190	9,906	10,339	10,052	

文書による開示請求は、県立病院機構の保有するカルテ等に対する開示請求が前年度に比べて20件増加する一方で、知事（福祉保健部）の保有する身体障害者手帳の交付申請時に添付する診断書等に対する開示請求が減少した。

口頭による開示請求は、簡易開示が可能である旨告示している67試験のうち、26試験に対してあり、請求件数では前年度より284件（2.8%）の減少となった。

なお、教育委員会への開示請求のうち、5,934件は高校入試結果に対するものであり、受験者の86.4%が請求を行っている。全体の受験者数は減少傾向にあるが、利用率は過去最高を記録した。

また、警察本部への開示請求のうち、3,032件は運転免許試験結果に対するものであり、受験者の8.6%が請求を行っている。全体の受験者数は減少したが、開示請求件数は横ばい傾向にある。

内容

(3)開示請求、訂正請求、利用停止請求及び審査請求の処理状況

(ア)口頭による開示請求の処理状況  
請求があれば全て全部開示となる。

(イ)文書による開示請求の処理状況  
決定の内訳

年 度	全部開示	一部開示	不開示(うち不存在)	取下げ	合 計
H29	106件	39件	0件	1件	146件
H28	103件	38件	6件(5件)	2件	149件

不開示理由の内訳

(単位:件)

不開示理由区分	一部開示	不開示	合 計
第三者の個人情報(第3号)	34	0	34
法人等情報(第4号)	1	0	1
犯罪予防情報(第5号)	1	0	1
事務事業情報(第7号)	2	0	2
不存在	2	0	2
適用除外	0	0	0
合 計	40	0	40

表中の号番号は、条例第16条の各号を表している。事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示決定の件数よりも多くなっている。

(ウ)訂正請求の処理状況  
訂正請求なし。

(エ)利用停止請求の処理状況  
利用停止請求なし。

(オ)審査請求の処理状況  
審査請求なし。

2 事業者が保有する個人情報の保護

(1)苦情相談の処理

知事その他の実施機関は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずることとしている。

(2)苦情相談に係る処理状況

苦情相談の処理件数は、15件であった。

主な相談内容

漏えい・紛失、目的外利用、不適正な取得等

(3)事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数

事業者に対する調査、助言、勧告及び公表はなかった(平成29年10月20日付け規則第28号による山梨県個人情報保護条例施行規則の改正における経過措置の規定に基づく公表)。

(4)事業者の業務登録状況

事業者からの新たな業務登録はなかった(平成29年10月20日付け規則第28号による山梨県個人情報保護条例施行規則の改正における経過措置の規定に基づく公表)。

内

容